

令和元年 12 月 13 日
トレードマスターラボ
堀田勝己

お客様・関係各位

当方に対する行政処分について

令和元年 12 月 6 日付で、証券取引等監視委員会より、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を求める勧告がなされておりましたが、令和元年 12 月 13 日付で、金融庁より当方に対して、以下の行政処分が行われました。

行政処分の内容

○業務停止命令

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約の締結を令和元年 12 月 13 日から令和 2 年 1 月 12 日まで停止すること。

○業務改善命令

- ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 本件行為（無登録営業への関与を含む）の責任の所在の明確化を図ること。
- ③ 本件（無登録営業への関与を含む）の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。
- ④ 上記①から③について、具体的な改善策を令和 2 年 1 月 14 日までに書面により報告すること。

このような勧告・行政処分を受け、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配ならびにご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当方では、この度の勧告・行政処分を重く受け止め、早急に当方の内部管理態勢の強化に取り組み、一同全力で再発防止に取り組んで参る所存です。

なお、業務改善対応期間中につきましても、既存のお客様に対するサポートは、引き続き責任をて行う所存ですので、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

以上